

# 令和2年度第3回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年6月11日(木) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 鳥取市役所本庁舎 6階会議室(6-5, 6-6)

3. 出席委員 (23名)

会長	3番	濱田香	会長職務代理者	9番	田淵緑
委員	1番	家根宗継	委員	14番	香川恵
〃	2番	川上信温	〃	15番	山口三子夫
〃	4番	谷口伸樹	〃	16番	福田淳一郎
〃	5番	小林一	〃	17番	加藤修
〃	6番	大西淳	〃	18番	柳田和廣
〃	7番	石谷隆	〃	19番	田中和美
〃	8番	山田準二	〃	21番	福安修
〃	10番	建部憲二	〃	22番	砂川重雄
〃	11番	小林勉	〃	23番	福田収彦
〃	12番	猪口実	〃	24番	安東和彦
〃	13番	岩永正司			

4. 欠席委員 (1名)

委員 20番 村田幸範

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 9名)

旧市	田中順二	邑美	有本知勝
高草	民谷富男	湖東	河崎正顯
湖東	小松和幸	福部町	平林久雄
河原町	梶川和生	河原町	漆原清志
青谷町	伊藤茂		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号	農地転用事業計画変更申請について
議案第17号	非農地証明について
議案第18号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第19号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地の形状変更届出書の受理について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
議 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第3回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在23名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、18番 柳田委員、19番 田中和美委員を指名します。では、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号7番につきましては、生山地内の畑2筆、279㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は59アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有 本 委 員	申請地は、譲受人が2年程前から畑として耕作されております。現地確認をしたところ、ナス、かぼちゃ、サツマイモが植えられており、きれいに耕作されておりました。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号8番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>整理番号8番につきましては、賀露町西二丁目地内の畑1筆、951㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p>

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、  
 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。  
 また、申請地は住所地から約5km以内に位置しており、通作にも問題ありません。  
 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、  
 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数により確認をした結果、現在、基幹的な農  
 作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。  
 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、  
 申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は79アールとなり、  
 要件を満たしております。  
 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、  
 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確  
 保に支障を生じないと思われます。  
 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁  
 止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。  
 以上で説明を終わります。

議長 長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

河崎委員 この案件は、今年の2月の総会に不許可となり、再申請ということで出てきたものです  
 が、申請地の隣を譲受人が違反転用しており、資材置場になっておりますので、農地法第  
 3条第2項第1号 全部効率利用要件に抵触するため、許可することはできないと判断しま  
 す。

議長 長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員 2月の総会で不許可になった申請と全く同じものを出されております。譲受人が違反転  
 用しており、農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件に抵触するため、許可すること  
 はできないと判断します。

議長 長 では、質疑・意見はございませんか。

田中和委員 2月の総会にも、こういう報告をされて、再度、申請するという申請者の認識度は、事  
 務局としてどうなのですか。前回の総会の不許可の理由を知った上で、不許可通知を  
 を受け取ったのですか。

事務局 前回の申請も、違反転用しており、また、耕作されていない農地もあるという理由で不  
 許可になったことを申請者も認識されておられるか確認しましたが、そのような認識はさ  
 れておられた上での申請のようです。

議長 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
 整理番号8番について、賛成の方は挙手をお願いします。賛成は1名もいませんので、  
 本案は不許可として決定しました。  
 続きまして整理番号9番を審議します。事務局の説明を求めます。  
 議案の当事者であります、岩永委員には退席を求めます。  
 （岩永委員 退席）

事務局 整理番号9番につきましては、河原町袋河原地内の田2筆、3、250㎡のうち991.  
 74㎡を売買により所有権移転するものです。  
 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明し  
 ます。  
 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、  
 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。ま  
 た、申請地は住所地から1km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、

	<p>保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は53アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当推進委員が欠席ですので、谷口伸委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	譲受人がもう少し田んぼが欲しいということで、譲渡人がやむを得ず売ることです。（譲渡人、譲受人の）どちらの方も違反転用はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか
田中和委員	譲受人の隣があるから、2枚の一部ずつ売却ということですか。それとも、2枚とも譲受人が買うという認識で良いでしょうか。
谷口伸委員	隣接していますが、筆が違いまして、両方とも一部ずつ買うということです。
田中和委員	隣の土地が譲受人の土地で、譲渡人の土地が2枚とも引っかかって、それが欲しいということで一部ずつ買うというのなら分かりますけど、両方とも、一部ずつということは、残った土地を買った土地を譲渡人が作られても、買った土地が譲受人の近くならやむを得ないけど、何かおかしいかなと思いました。
谷口伸委員	2筆になってまして、譲受人が1反ほど欲しいということで、それ以上はいらぬということのようです。
議 長	その他、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 整理番号6番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、青谷町吉川地内の田1筆、535㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画

	<p>であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
伊 藤 委 員	<p>5月29日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は農振除外の時に出来た案件で、以前に審議したものです。今回は農地転用での審議です。チェックリストに従って何ら問題はございません。隣接耕作者からの同意も得られております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
石 谷 委 員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号7番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号7番につきましては、墓地を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、河原町神馬地内の畑1筆、216㎡のうち30㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
漆 原 委 員	<p>6月1日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は農振除外の時に出来た案件で、以前に審議したもので、今回も同じように現地確認してきました。チェックリストに従って確認しましたが、何ら問題はございません。隣接耕作者からの同意も得られております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
田 渕 委 員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号8番を審議します。事務局の説明を求めます。
事	務	整理番号8番につきましては、農業用施設を転用目的とするものです。 申請地は、宮谷地内の田1筆、1,348㎡のうち559.20㎡です。農地区分は、 農用地区域内農地に該当し、許可根拠は、農用地利用計画指定用途です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画 であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適 当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
民	谷	6月5日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は用途区分変更の時に出てきた案 件です。この度、県道を3メートル拡幅するにあたり、倉庫の一部が道路にかかるため、 移転するための申請となっております。チェックリストに従って確認しましたが、何ら問 題はございません。隣接耕作者からの同意も得られております。転用目的は妥当であり、 申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用するこ とに問題ないと判断します。
議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
加	藤	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
事	務	では議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局 の説明を求めます。 議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号13番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町今市地内の畑1筆、482㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設 道路沿道の区域に該当し、周囲500m以内に鹿野地区保健センターおよび鹿野温泉病院 などが位置しています。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画 であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適 当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。
砂	川	担当推進委員と現地確認しました。譲受人が工場を拡張するために、増員した従業員の

		<p>駐車場が必要ということであり、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号14番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>整理番号14番につきましては、店舗を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町岡木地内の田3筆、3,305㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から300m以内に該当し、浜村鹿野温泉インターチェンジから300m以内となっております。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
砂 川 委 員		<p>担当推進委員と現地確認しました。申請地は農業振興地域でしたが、除外の手続がされており農地転用が見込める段階になりました。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号15番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>整理番号15番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町今市地内の畑1筆、177㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設道路沿道の区域に該当し、周囲500m以内に鹿野地区保健センターおよび鹿野温泉病院などが位置しています。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
砂 川 委 員		<p>担当推進委員と現地確認しました。申請地は譲受人の隣接地で、手狭だった駐車場を拡</p>

		張するもので、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号17番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号17番につきましては、事務所、倉庫、資材置場、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、河原町布袋地内の田5筆、8,260㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員		6月5日に担当推進委員と現地確認しました。譲受人は現在の事務所兼倉庫、資材置場が手狭になり、今回、新しく事務所を移転するものです。隣接耕作者からの同意も得られております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号17番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号18番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号18番につきましては、事務所兼倉庫を転用目的とするものです。 申請地は、河原町西円通寺地内の田3筆、2,991㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から300m以内に該当し、鳥取南インターチェンジから300m以内となっております。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員		この案件は先月、非農地証明申請で不承認となったもので、再度、5条の転用での申請



	<p>となったものです。現地は譲渡人が違反転用している場所ですので、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>これは先月、非農地証明申請で出てきた案件です。隣接地の違反転用を指導して、農地へ復元した経緯もあり、人によって事務局の対応が違ふのが良くないのではないかといいことがあり、今回は違反が改善されて申請されればといふことがありました。いかがでしょう。</p>
岩 永 委 員	<p>違反転用は改善されてない訳で、賃貸しても違反は改善されないので、いろいろ手を変えて申請しても、不許可が相当だと思ひます。</p>
建 部 委 員	<p>申請地の南側の転用も許可されているので、今回の申請は何の問題もないと思ひます。</p>
小林勉委員	<p>第3種農地なので、何の問題もないと思ひます。</p>
議 長	<p>チェックシートに、過去に違反転用を行っていないかとありますので、農地復元をしないと許可はできないと判断します。</p>
香 川 委 員	<p>隣接地との不公平さがあるので、その辺も考慮して判断して採決をしたらよいのではと思ひます。</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号18番について、原案のとおり決定することに可否を取りたいと思ひます。賛成の方は挙手をお願いします。反対多数と認め本案は不許可決定と致します。では議案第16号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第16号農地転用事業計画変更申請について説明します。 整理番号1番につきましては、従前の許可内容が一時転用であったため、期間延長を事由とした事業計画の変更になります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
河 崎 委 員	<p>5月22日に担当農業委員と現地確認をしました。砂取りのところでありまして、平成31年に当初の申請が出ておりました。事業の計画より、埋め戻すのに時間がかかるということで、期間を延長したいといふ申請が出ておられます。承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
川 上 委 員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 では議案第17号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第17号非農地証明について説明します。</p>

	<p>整理番号28番の申請地は、福部町栗谷地内の田2筆、畑2筆、合計2,258㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
平 林 委 員	<p>6月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。本件は先月に申請のあった案件の隣接地になります。申請地は山崩れにより通行不能となった沼地であり、申請地の現況は、スギが植林され、山林原野化しておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
香 川 委 員	<p>担当推進委員の報告のとおりであり、進入路も無いため、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号28番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号29番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号29番の申請地は、岩倉地内の田3筆、合計5,641㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廢したというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
田中順委員	<p>6月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は進入路が無く、申請地周辺も耕作放棄されており、申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廢した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
岩 永 委 員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号29番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号30番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号30番の申請地は、福部町湯山地内の畑1筆、7,900㎡です。申請事由は、</p>

	<p>長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
平 林 委 員	<p>6月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。以前は果樹園として利用されておりましたが、申請人が高齢のため耕作放棄し梨の木は伐採されており、申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
香 川 委 員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。また、関係者に聞き取りしたところ、多鯨ヶ池周辺では浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会が環境整備の計画を進められているようです。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号31番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号31番の申請地は、河原町高福地内の畑2筆、合計215.95㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
梶 川 委 員	<p>6月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請人は市外在住であり、申請地の現況は、建物敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
谷口伸委員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号31番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号32番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号32番の申請地は、田島地内の畑1筆、31㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。</p>

		以上で説明を終わります。
会長職務代理者		では、担当農業委員の報告をお願いします。
濱田委員		6月2日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築され宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号32番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号33番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局		整理番号33番の申請地は、湖山町北六丁目地内の畑1筆、36㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小松委員		6月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築され宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員		担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号33番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号34番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局		整理番号34番の申請地は、湖山町南三丁目地内の畑2筆、合計307㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小松委員		6月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認すること

		に問題ないと判断します。
議 長	川 上 委 員	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
		担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号34番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号35番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号35番の申請地は、西品治地内の畑1筆、2.47㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
会長職務代理者		では、担当農業委員の報告をお願いします。
濱 田 委 員		6月2日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、倉庫敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号35番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号36番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号36番の申請地は、大杣地内の田1筆、140㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
有 本 委 員		6月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、建物敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号36番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号37番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号37番の申請地は、鹿野町今市地内の畑6筆、合計776㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員は本日欠席のため、担当農業委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		6月5日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、造園業の敷地として一体的に利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号37番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第18号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第18号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年6月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規46件、更新32件、合計78件で、面積は、田199,701㎡、畑52,124㎡、その他5,588㎡、合計257,413㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権56件、使用貸借による権利22件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第19号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第19号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した

		農用地利用配分計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田126,251㎡、畑8,803㎡、その他1,104㎡。権利種別の内訳は、賃借権58件、使用貸借による権利41件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
		報告事項 （1）農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について （2）農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について （3）農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について （4）公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について （5）農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について （6）農地の形状変更届出書の受理について （7）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	その他報告事項につきまして、事務局ありますか。
事 務 局		特にありません
議	長	以上で令和2年度第3回農業委員会総会を閉会します。
		閉会 午後4時30分